

## ■対象森林の地目の確認

- ① **活動対象地の地目は原則として山林**であること。
- ② 農地の場合は、市町村で「地域森林計画対象森林」（5条森林）であることの確認を行うか、**非農地証明の取得**が必要です。
- ③ 登記地目が墓地の場合は、知事等から廃止許可書が必要となるため、地目の確認が必要となり、地目を確認できる資料の準備が必要です。例えば、**固定資産税課税明細書や登記簿の写し**、地籍調査図の地目の記入等となります。課税明細書については、金額の欄は不要ですので、見えないように写しを提出して頂ければ結構です。

## ■活動可能な地目

- ① **山林**（**森林経営計画が策定されていない森林**）
- ② **原野**（現状木竹が生育し、土地の状態から社会通念上、今後も立木竹の生育に供されると客観的に認められる土地（森林法2条）。
- ③ **雑種地**（現状木竹が生育し、土地の状態から社会通念上、今後も立木竹の生育に供されると客観的に認められる土地（森林法2条）。
- ④ 農地（「地域森林計画対象民有林」（5条森林）である土地又は**非農地証明**を受けたもの又は地目を森林へ変更する土地）
- ⑤ 墓地（知事等から廃止許可書）
- ⑥ 地方公共団体有林（協定書又は利用許可書）

## ■協定締結の要件

- ① 活動組織の代表者と森林所有者の間で**3年以上の協定を締結**（国様式）していること。
- ② 活動組織の代表や構成員が森林所有者である場合も協定は必要。
- ③ 森林所有者と協定を締結していれば、**学校林や公有林でも活動可能**。
- ④ 利用する資源の範囲及び収益の取扱については、森林所有者と事前に協議し、**お互い了承の上**、協定を締結すること。
- ⑤ 活動計画書に定めた3か年の活動を実施すること。3年間の活動が継続できなかつた場合には、初年度に遡って**交付金の返還**が求められる場合があります。

## ■市町村との協議要件

- ① 活動が計画されている地域を管轄する市町村が本交付金による支援の有無、事業の有効性、妥当性、森林経営計画策定の有無などを確認していること。

※地域協議会へ書類を提出する前に市町村へ森林経営計画策定の有無を確認し、活動内容の説明をすること。

※市町村に対する書面による確認は、地域協議会が行います。

## ■資源利用の要件

- ① 森林資源や竹林資源は、活動3年間の**1年目から利用**すること。
- ② **素材利用を原則**とする。
- ③ 活用方法は、販売、現地利用、自家消費の区別はない。
- ④ 活用する際の**数量の目標はない**。（※地域活動型の場合）
- ⑤ 活用証明については、**活用事実が確認できる**伝票、写真等を提出すること。

## ■資機材等購入の要件

- ① 資機材の購入について、**レンタル等の場合の費用と比較**して、購入する方が有利な場合は購入可能です。
- ② **原則初年度に購入**し、3年間使用すること。（**耐用年数に注意**）
- ③ 資機材を消耗品で購入しないこと。
- ④ **領収書**の氏名欄は個人名ではなく**活動組織名**を記入し、明細書も添付すること。
- ⑤ 購入後、資機材に事業年度、事業名、購入月日、活動組織名などを記載（シール貼付）して**写真撮影**すること。（実績書類として添付）
- ⑥ パソコン、デジカメなど**汎用性の高い物品は対象外**です。

## ■業務を委託する場合の要件

- ① 委託する作業は、活動組織で原則実施できない作業（胸高直径の大きい木の伐採、測量など）。**全部委託は禁止。**  
※活動組織は受託者の作業内容を適切に監督すること。
- ② 作業を委託する場合は、**原則見積書を2社以上徴収すること。**

## ■モニタリング調査の要件

- ① 活動終了後の成果を数値で説明できるように、活動前の森林状況を調査し、1年目、2年目、3年目の活動後にも調査して、活動状況を管理すること。
- ② 活動計画書に、活動の目標と活動結果のモニタリング調査方法を記載し、モニタリング結果を**毎年度報告**すること（報告期間3年）。但し、目標とモニタリング調査方法は、**地域協議会と相談して設定**すること。
- ③ 活動開始後のモニタリング**箇所の設置**は、原則、**地域協議会が活動組織の現地調査に同行して指導**する。
- ④ モニタリングは**必ず**、数値で**目標と達成率**を表すこと。

※モニタリング調査のガイドライン（林野庁）を参考に調査を実施

## 【参考】モニタリング調査について

○活動の成果を数値で説明できるように森林の状態を調査

- ・初回調査：1年目の採択決定後に現状調査、数値目標を決定
- ・年次調査（1年目）：活動終了後に調査
- ・年次調査（2年目）：活動終了後に調査
- ・年次調査（3年目）：活動終了後に調査 ⇒ 目標達成(100%)

※活動によりどのように変化したかを把握し、次の活動へ反映させる。

○調査の例

■混み合っているスギ人工林の場合

- ・調査区の設定：100m<sup>2</sup>の調査区（10m×10m）
- ・調査方法：木の本数と樹高の調査
- ・木の混み具合調査：数値化、数値目標を決定
- ・3年間の想定作業：刈払、枯損木・風倒木の処理、間伐、搬出 など

→ 資源活用の取組は毎年度実施が必要。

※3年間活動して、目標を達成

※調査区をモデルとして活動対象面積の全体を整備する。

# 【参考】秋田の森林活用地域協議会のモニタリング方法一覧表

森林の現状に対するモニタリングの方法一覧表

秋田の森林活用地域協議会

タイプ	森林の現状	活動の目標	実施する作業	初回調査	次年度以降調査	数値目標	モニタリング方法	野帳様式	摘要
地域環境保全	荒地地となっている	樹木を植栽して植栽木の生育を促進したい	植樹、下刈り	植栽予定地の植生	植栽した苗木の活着本数	苗木の活着率	植栽木の成立本数	A-1-1	100㎡
里山林保全	植栽木が雑草木に覆われている	植栽木の生育を促進したい	下刈り	植栽木の本数	植栽木の成立本数	成立本数	植栽木の成立本数	A-1-1	100㎡
	雑草木が繁茂して景観が損なわれている	雑草木を刈り払い景観を維持したい	刈り払い、ツル伐り	林縁から地上1mの見通し	林縁から地上1mの見通し	10m又は地形の変曲点までの見通し距離	地上1mの見通し距離	A-1-2	3方向
	里山の雑木林が数化している	高木になる木を育て景観を良くしたい	刈り払い、ツル伐り、除伐	胸高直径4cm以上の全ての木の本数	胸高直径4cm以上の全ての木の本数	高木になる木の本数	胸高直径4cm以上の木の本数	A-1-3	100㎡
	里山の雑木林が数化している	危険木を処理して安全な森林を造成したい	刈り払い作業、危険木処理	同上本数と危険木本数	危険木本数	危険木0本	危険木本数	A-1-3	100㎡
	高樹齢の広葉樹が多くナラ枯れが心配	ナラ類の高樹齢木を伐採して若返りを図りたい	伐採、伐採木周辺の刈り払い	胸高直径24cm以上のナラ類の本数	伐採木の株からの萌芽発生数	萌芽再生率80%以上	萌芽再生率調査	A-1-4	25㎡
	人工林で枯れ枝が目立つ	病虫害防止と景観維持のため枯れ枝を打ちたい	枝打ち、刈り払い	枝下高	枝下高	太い枯れ枝が見えない枝下高	枝下高	A-1-5	100㎡
	混み合った林になっている	人工林をきれいにし、健全な状態にしたい	枝打ち、除伐、間伐	木の混み具合	木の本数	相対幹距比●ポイント改善	木の混み具合調査(相対幹距比調査)	A-1-6	100㎡
下草が繁茂して山野草が見えなくなった	希少種・里山の指標種の保護	刈り払い、除間伐	目標種の個体数	目標種の個体数	目標種の個体数	目標種の個体数	A-1-7	25㎡	
侵入竹除去・竹林整備	竹が倒伏して景観が損なわれている	侵入した竹を除去したい	倒伏竹の搬出、竹の伐採	竹の本数調査	竹の本数調査	1ha当たり5,000本	竹の本数調査	A-2-1	25㎡
	竹が侵入して人工林が覆われている	侵入した竹を除去したい	倒伏竹の搬出、竹の伐採	竹の本数調査	竹の本数調査	竹を0本に	竹の本数調査	A-2-1	25㎡
	荒廃し竹材利用が出来なくなった	継続的に竹材やタケノコを採取したい	竹の間伐	竹の本数調査	竹の本数調査	1ha当たり4,000本	竹の本数調査	A-2-1	25㎡
森林資源利用	人工林が混んできた	人工林を間伐して材を利用したい	間伐、搬出	木の混み具合調査と幹材積量調査	木の混み具合調査と幹材積量調査	相対幹距比ポイント改善と間伐材利用率	木の混み具合調査と幹材積量調査	B-9	100㎡
	広葉樹林が混んできた	広葉樹を間伐して材を利用したい	伐採、搬出	木の混み具合調査と幹材積量調査	木の混み具合調査と幹材積量調査	相対幹距比ポイント改善と間伐材利用率	木の混み具合調査と幹材積量調査	B-10か11	伐採本数で10か11
	高樹齢の広葉樹が多くナラ枯れが心配	若返りを図りながら伐採した材を利用したい	伐採、刈り払い	幹材積量調査	幹材積量調査と再生萌芽数	伐採材積の50%以上利用と萌芽再生数	幹材積量調査と再生萌芽数	B-10か11	伐採本数で10か11
	利用できる森林資源が放置されている	木材以外の資源を持続的に生産・利用	適宜	利用する資源量調査	利用する資源量調査	計画に対する利用率	利用する資源量調査	12	未整備